

へき地保育所の民間移管にかかる公募等について

1 これまでの経過

- 国は、2015年4月の子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、認可外保育施設であるへき地保育所に対する運営費補助を廃止し、認可保育所等への移行を促す特例給付制度を創設しています。本市においても、農村地域6所のへき地保育所（川西・富士・清川・広野・ことぶき・愛国）については、2016年度から特例給付制度を導入しています。
- 国や道からの財政支援による保育の安定的供給及び認可保育所等の設備・運営基準を満たすことによる保育の質の向上を目的に、2020年4月から、へき地保育所6所全てを認可保育所及び小規模保育事業所へ移行し、合わせて民間法人へ移管します。

2 移管先の公募等について

(1) 主な応募資格及び条件

- ・ 6所全ての移管を受けることが可能であること。
- ・ 十勝管内で認可保育所や幼稚園、認定こども園を5年以上運営している社会福祉法人または学校法人
- ・ 全6所において、北海道の認可保育所の設備・運営基準等を遵守し、安定的に保育業務を実施できること
- ・ 全6所において、移管後の保育所に勤務する正職保育士は平均勤続年数が7年以上であること
- ・ 税の滞納がないこと

(2) 移管後の保育所種別及び保育サービス

①保育所種別

- ・ 認可保育所 川西、清川※、ことぶき
- ・ 小規模保育事業所（A型） 富士、広野、愛国

※ 清川は、2020年度の推計児童数が20名前後のため、2019年度までに保育所種別を決定する

② 保育サービス

- ・ 開所時間 川西、ことぶき（7:00～18:00、11時間開所）
富士、清川、広野、愛国（7:30～18:30、11時間開所）
- ・ 延長保育 川西、ことぶき（18:00～19:00）

- ・ 乳児保育 川西、ことぶき（生後57日目から入所可）
- ・ 給食調理 全6所において自園調理した給食を提供

(3) 移管先候補の選定及び移管先の決定

- 保護者、学識経験者等で構成される選定委員会で、主に以下の項目について、応募法人の審査を行い、移管先候補を選定します。
 - ・ 法人が設置する他の保育所、幼稚園等の保育・教育方針、運営状況
 - ・ 移管を受けた場合の新保育所の保育方針、運営方法
 - ・ 法人の財務及び人事管理の状況
- 選定委員会の選定結果を踏まえて市で移管先を決定します。

(4) 移管先の公募等のスケジュール

項目	時期
応募期間	2018年9月25日～10月26日
選定委員会における移管先候補の選定	2018年11月8日～12月中旬
移管先の決定	2018年12月下旬
所管委員会への報告	2019年1月

3 移管方法等について

- (1) 保育所建物 無償貸与
- (2) 保育所の用地 無償貸与
- (3) 保育所の備品 無償譲渡
- (4) 円滑移管措置 移管の前年度に、移管保育所に対して、法人から移管後中核となる保育士等の派遣を受け、1年間引継ぎを実施予定
- (5) 運営費 公定価格に基づく基準内費用に加えて、保育所6所が安定的に運営可能な基準外費用を給付